京都近郊における延宝検地の一事例

――「田中伊連日記」にみる下鴨村延宝検地記事を中心に――

岸　妙子

はじめに

賀茂川と高野川の沖積地に位置する下鴨の地は、その両河川の合流点付近に鎮座する賀茂御祖神社配下の神領として古代以来[1]、神社との密なる関係を存続してきた。

賀茂御祖神社氏人であり、神殿守の職にあった田中家[2]の歴代の日記（『下鴨社家日記』[3]）のなかで「延宝六年戊午日記」の表題をもつ、田中伊連の日記（以後「田中伊連日記」とする）は、延宝六年（一六七八）と翌七年とで行われた賀茂別雷神社（以下、上賀茂社とする）・賀茂御祖神社（以下、下鴨社とする）の両社の遷宮と延宝五年夏から同七年にかけて畿内近国で行われた幕領検地、いわゆる延宝検地の記事を主とした記録である。

山城国の延宝検地は、慶長の検地以来の大規模な幕府勘定方管轄の検地であったが、同国の延宝検地関係の史料は乏しく、故にその実態は明らかにされていない。この「田中伊連日記」に見られる延宝検地の記事は、検地実施にあたり、検地奉行をむかえる在地側の立場で記録された史料として非常に興味深い。

寛文・延宝期に全国的に実施された幕領検地は、関東幕領検地（寛文検地）が幕領代官担当下で実施されたのに対し、畿内近国幕領検地（延宝検地）は、周辺諸国の大名に検地区域が分担された。このことは、在地との繋がりの強い土豪系統代官の多い畿内周辺諸国において、検地実施の際に代官と村方との馴合いによる不正を防止しようとした幕府側の政策として捉えられている[4]。山城国の検地は淀藩主石川主殿頭憲之が担当し、検地惣奉行には石川憲之家臣石川伊織、検地元締には伴九郎左衛門・加藤善太輔が任命されている[5]。

京都近郊の村落は秀吉の京都改造政策以来、洛中の公家・寺社領等の替地として宛行われるという性質をもっていた。故にその多くは相給地であり、非武家領の占める割合は大きく、十八世紀初頭、下鴨村のある愛宕郡の非武家領の占める割合は八五パーセントで、その多くは朝廷・公家・寺社領等で占められていた[6]。一方、国内の幕領が占める割合は畿内のなかで山城国が一番低い[7]。

以上のことから、村内の多くが伝統的勢力の所領で占められ、尚且つそれらが複雑に入組んでいた下鴨村において、その一部たる幕領を検地する際に、代官以上に村方とは希薄な関係であった大名が担当す

ることになるということを同村における延宝検地の実態を考察する上で、念頭に置くことが必須である。

日記の筆者伊連は、この検地実施にあたり、在地側の実務処理を担っていたと思われ、伊連の検地に対する関心度の高さは、同じく延宝六年の記録を残した下鴨社社家で当時正祝の職にあった鴨脚春光の日記[8]と比すると、その関連記事の頻出度からみても明らかである。両日記の検地記事の内容は概ね一致しているが、春光の場合は事後報告を記録しているだけであるのに対し、伊連は検地実施の対応に追われる当事者として、臨場感のある記録を残している。

本稿は、京都近郊の延宝検地の一事例の紹介を目的とするが、従来の研究のような、検地帳を分析し、その実態を明らかにしようと試みたり、古検と新検とを比較し、その差異について述べたり、またはそこから村の生産力や村内の経済的階層について言及するものではない。そもそも下鴨村には検地帳はもとより、その他、地方研究の基本史料は残っていない。しかしながら、整然と出来上った検地帳は、むしろ検地の実態を覆い隠してしまうという史料上の限界があると考える。その点、延宝検地実施の経過を記載する「田中伊連日記」は、京都近郊における検地の実態の一端を知り得ることのできる貴重な史料といえる。

また、当村は複数の領主が入組む相給地であることや下鴨社という在地性の強い領主が存在することなど、近世京都近郊に度々みられる混沌とした村落の形態を持ち合せている。これらのことを念頭に置き、「田中伊連日記」の検地記事を分析し、近世京都近郊村落の実態についてもあわせて考えていきたい。

「田中伊連日記」に記されている検地記事は、正月の幕府勘定方巡見使の現地見分、「手引帳」作成をめぐり上賀茂社との境相論、「検地奉行」への赦免地申告等である。以下、この「田中伊連日記」（以下ことわりがない場合は同史料を典拠とする）の記事を追いながら、下鴨村の検地実施の経緯を見ていきたい。

一　巡見使派遣

日記中の検地記事の初見は、延宝六年正月十九日の三名の巡見使（金丸又左衛門・下鴨市兵衛政重・遠藤新左衛門信澄）の下鴨村見分である。[9]

巡見地（＝検地対象地）は代官支配である幕府直轄地のほか、大名・旗本等にその支配が委託されたいわゆる預地も対象とされていた。[10]三月二十二日条に「此方御蔵入御打被成[11]」とあることから、延宝年間に村内の一部は幕領であったことがわかる。延宝期以前の下鴨村の村高及び領有関係については詳しくはわからないが、延宝期と最も時代が近い「元禄郷帳[12]」では村高は一三二三石九斗一升七合である。明治期に作成された「下鴨町村沿革取調書[13]」によると、「天正年中豊太閤検地ノ時ヨリ神領・禁裏御料・諸家々領・社寺領・地下官人知行等十七本所ト成ル」とあり、旧時草高一三二三石九斗九升三合、下鴨社の五四一石を筆頭に、上賀茂社の三七一石四斗八合以下、禁裏領、公家・寺社領等十七領主が書上げられている。元禄期からやや降り享保十四年（一七二九）の「山城国高八郡村名帳[14]」では、「取調書」と同じく一三二三石九斗九升三合、十七の領主となっており、下鴨社以下の領主の領有関係も「取調書」とほぼ同じである。

「八郡村名帳」にみられる禁裏御料四十六石は増御料で、宝永二年（一七〇五）に五代将軍綱吉の献上した一万石の地のことであり、このことから延宝期には下鴨村の一部が幕領であったことがわかる。それが宝永二年に朝延献上のための増御料に宛てられたと思われる。故に、同村で検地が実施された理由は、宝永期以後禁裏御料となった幕領が存在していたためと考えられる。

また「取調帳」には旧草高一三二三石余のほかに、鴨社神馬料十一石二斗が記されており、この高については「天正年間中以後、延宝検地ノ打出シ高ニテ鴨社神馬料ニ寄附セラル」という付記がある。ここから延宝検地の際、多少の加増高があったことが確認できる。以後、幕末まで村高に大きな変化はなく、また領有関係においても目立った変動はない。[15]

さて幕府勘定方の巡見使たちを迎えたのは、下鴨社社家の祢宜梨木左兵衛永祐・祝鴨脚讃岐春光・広庭志摩斯祐・鴨脚修理秀安、氏人の宮川大膳秀元・菊主水長延・田中掃部伊連である。[16]そして宮川秀元・菊長延・田中伊連の三名が巡見使の案内役を務めている。この内、社家の中では鴨脚秀安、氏人では宮川秀元・菊長延・田中伊連の三名、そして他に南大路在長・林康忠[17]等が実際に「検地奉行」への対応や上賀茂社との折衝、村方への指示等、検地実施に際して発起する問題に奔走している。社内での地位が必ずしも高くない伊連たちが巡見使の案内役に選ばれたのは、おそらくは彼等が在地の実情を熟知していたためであり、彼等がこのような役割を担った背景には、彼等と村方との関係が下鴨社組織内でもより密接であった可能性が考えられる。

巡見はその日の内に無事に終了するが、翌日、下鴨社が「境内四方からミ高入組本所」を残らず書付けて、巡見使下嶋政重に提出している。本来、幕領支配機関（代官・預り衆）や村方から提出されるべき書類が、村内の一部を支配している下鴨社から、直接巡見使に提出されていることは大変興味深い事実である。

巡見使派遣の前年、幕府勘定方は各関係機関である代官所や幕領預り衆に対し、代官切・一村切絵図、反別取ケ帳、人別帳等の検地対象地に関する書類を用意するように指示している。[18]いうまでもなく、延宝検地は幕領を対象とした検地であり、基本的に私領は対象ではない。幕藩体制下において、以上のような書類は幕領支配機関である代官・預り衆が用意するものが当然である。日記にみられる書付が、勘定方から用意するように指示された類のものであったかどうかはわからないが、幕領検地実施に際して、下鴨社が「境内四方からミ高」、すなわち、他の領主の所領分も含めた高を報告しているという事実は、下鴨社抜きでは在地の情報を得ることのできなかったことを物語っている。

また、差出された書付[19]によると「境内」は南北九百拾四間、東西百四拾間[20]で、その内訳は六九八石三斗八升五合の「入組拾三本所」と「御朱印御赦免之地」であった。このことから延宝期、下鴨村には下鴨社の外に「拾三本所」、つまり十三の領主が存在していたことがわかる。伝存する近世下鴨社境内絵図[21]をみると、「御朱印御赦免之地」とは、下鴨社内（森林地・神殿敷地）と社家・村民等の住民区を含む社領地のことであったことがわかる。

ここで強調するが、「境内」＝「御朱印御赦免之地」ではない。元禄期の境内図[22]をみれば、明らかに「境内」なかに赦免地が含まれてお

り、「境内」とは概ね下鴨村村域であったことがわかる。したがって、この「御朱印御赦免之地」の高と「入組拾三本所」の六九八石余を合計したもの、それに「境内」周辺の田畠地[23]の高を加えたものが延宝期の下鴨村の村高であったと考えられる。故に「境内四方からミ高入組本所」の書付の全貌は、下鴨村の領主別支配高を書上げ、総計し村高を書付けた類のものであったと推測できる。このような検地実施に必要な基本台帳を下鴨社が他の領主分も総括して作成、提出している点に、延宝検地における下鴨社の果した役割の重要性をうかがうことができる。

二　上賀茂社との境相論

上賀茂社との相論の発端は、「検地奉行」に提出する「手引帳」の作成をめぐり両者の意見が相容れなかったことにあった。下鴨村内の上賀茂社領は三七一石四斗八合。この高は太閤検地の時に確定され、[24]以後幕末に至るまで変ることはない。上賀茂社の鎮座する上賀茂村と下鴨村の境は、現在の府立植物園あたりであったが、延宝検地に際し両村の境相論が起っていることからも、少なくとも延宝期以前までは、両村の村境は明確でなかったことをうかがわせる。

下鴨村は賀茂・高野川の沖積地に位置し、東西及び南は両河川を自然の境界として有しているが、松ケ崎村・上賀茂村と接する北部は、田畠地が広がっており、[25]境をめぐる係争が起り得る場所であった。

三月の検地実施を控え、二月七日に下鴨社領分の「手引帳」作成のため下鴨社中で寄合が開かれている。これ以後、三月の検地実施までの間、連日のように寄合の記事がみられ、社中で対応に追われている様子が読みとれる。また、この寄合を取仕切っていたのは、先に触れた伊連等六名であった。

「手引帳」作成の手順は、まず「面々ノ帳」を書出し、「新帳」を作り、その上で奉行提出用の「手引帳」に仕上げるというものであった。実際、他領について日記中に具体的な記事がないため、どのように報告されたかわからないが、もとより幕領でない下鴨社領の「手引帳」が作成され、提出されている事実を考えると、幕領を対象とした検地に際し、当然他の領主の所領を含めた下鴨村全体についての調査が必要とされた筈である。下鴨社以外の領地に関しては、在地での下鴨社の立場から考えてみても、巡見使派遣の時と同じく、同社が下鴨村全体について、一括して対応していた可能性がある。下鴨社と同様に「手引帳」を作成した上賀茂社は、その内容確認のため、同月二十五日に、その帳面を下鴨社へ提出している。上賀茂社のこの行動からも、下鴨村の「手引帳」作成の主導権は下鴨社にあったといえる。

問題が起ったのは上賀茂社の帳面が提出された直後、帳面の内容が従来の高三一七石三斗七升に新たに五十石加増されていたためであった。下鴨社の方では、その内容に問題ありとして、従来通り三一七石三斗七升の「手引帳」に改めてほしいと申入れるが、上賀茂社はそれを受入れなかった。次に下鴨社側は問題の解決策として、「境内之境」に牓示を立てることを提案している。そして、上賀茂社側もそれに同意している。

三月二日に両社の代表者立合のもとで賀茂川筋の牓示が立てられる。下鴨社側は宮川秀元・菊長延・田中伊連・林康忠、上賀茂社側は松下順久・山本季村・岡本保方・岡本永清が出向き滞りなく事が済

む。しかし肝心の「本田之境」つまり田地の境については、両社の意見が別れる。上賀茂社側の言分は、戌年に極めた通に「愛宕見道」を境とするというもので、これに対し下鴨社では、上賀茂社の提示した境には同意できないと主張する。筆者伊連は上賀茂社がこのような主張をすることに対し、「ふしき成事」と感想を残している。

その晩は下鴨村村民を交え寄合が開かれる。話合の結果、上賀茂社へは三一七石三斗七升の「手引帳」を提出してほしいと要請するが、翌日、上賀茂社から、下鴨社には迷惑を懸けないので、三一七石余と前回より少なく見積った一四石余の帳面二帳を作成するという案が提示される。しかし、問題は解決されず、その後、両社は神文を作成し決着をつけようとするが、結局物別れのままになってしまう。三月十六日条を見ると、最終的に、下鴨社は下鴨村の近隣で検地中の「検地奉行」のもとへ鴨脚秀安・田中伊連を遣わし、相談をもちかけている。これに対し、「検地奉行」は境相論については当方は管轄外なので、高に問題が生じなければ、「其分ニ被成御直候」と返答している。そして、村境は決定されずに終っている。

さて、ここで注目しなければならないのが、上賀茂社領の三一七石三斗七升という高である。既に述べたが、下鴨村内の上賀茂社領は太閤検地のときに三七一石余と定められ、以後幕末まで変ることがない。日記中の高は、内容からいっても延宝検地以前の上賀茂社領といえ、同社がその高に五十石加増しようとすることで、相論が起きている。

日記中の高と古検との高の乖離の理由をここで推定することはできないが、日記中の高の方がより在地で通用している実質的なものであったと考えられ、在地で実際通用している高と幕府が把握している高とに隔りがあったと思われる。「検地奉行」は下鴨村内における下鴨社領と上賀茂社領の相論自体は、もともと関与しないが、全体の高に関しては、当然把握すべき立場にあった。ところが、三月十六日の記事によれば、在地から判断を求められたのにもかかわらず、それを在地の裁量に委ねている。

そもそも、延宝期の段階では、古検によって領主別の地割りが定められ、帳付されているのが前提である。「賀茂別雷神社文書」に残存する天正十七年（一五八九）十二月「下鴨之名寄帳」をみると、名請人別に田畠の等級・字名・地積・斗代が書上げられており、帳面の上では、どこが上賀茂社領であったかが確定している。しかし、延宝検地にあたり、両社で境相論が起ったという事実は、これらの帳面と実態との間に、少なくともこの時点までは、明らかに相違があったことが指摘でき、下鴨村内の社領に関する上賀茂社の把握は、帳面上の石高のみにとどまり、事実、直接の把握とはいいがたい。しかも、それに代って社領を把握する村庄屋が存在していない。このことは、下鴨村内の上賀茂社領領有において、中間層の存在が認められ、実際の耕作人と領主との間に得分権所持者の存在を認める中世的領有形態に近似するものといえる。でなければ、下鴨村内の上賀茂社領をめぐり、この段になって境相論が起った理由がつかないのである。

では実際、下鴨村での延宝検地はどのようなものであったのだろうか。経過を追ってみてみると、まず、三月二十一日に検地奉行衆が下鴨村を訪れている。「頭」の滝見助右衛門・生田兵左衛門他総勢十五名は社家・氏人・百姓宅を宿所とし、二十二日から二十六日の間、下

鴨村内の検地を実施している。検地実施の具体的内容は乏しく、実際に検地されたことがわかるのは「御蔵入」「東川原買人分」「勘助新開」のみである。[29] ところが、先に述べたように、上賀茂・下鴨両社の境相論の際に、下鴨社から「検地奉行」の判断を求めたのにもかかわらず、在地にその裁量を委ねているという「検地奉行」の対応は、「検地奉行」が両社の社領について細部にわたる実情を把握するに至っていなかったことを明示しているといえる。

このことから、実際に下鴨村一円的に竿入れされたとは考えにくく、むしろ部分検地であった可能性が高いと思われる。先の「手引帳」も実際に古検の加増分として申告しているのは「ぬけ地」の三斗だけであり、また、村東部の蓼倉郷[30]に関しては、一色神領であり「手引帳」記載対象外であると主張し、「検地奉行」も概ねその言分を認め、蓼倉郷については部分的に報告しているにすぎない。以上のことから推測すると、下鴨村における延宝検地の実態は、同村内にある両社社領に関しては、神社側が用意した「手引帳」を検地奉行が概ね追認し、そして検地帳を作成[31]するというものであって、実質的には指出検地に近い形であったと思われる。

三　境内赦免地の申告

三月の春検地が終り、次に検地に関連する記事がみられるのは、八月の秋検地の時期になってからである。八月十八日、検地のため一乗寺村に出向いていた「検地奉行」が、下鴨村の庄屋[32]助左衛門を呼寄せ、下鴨村境内のうち御赦免地を調査し、年寄の判にて書付をしたため、提出するように指示をしている。その日の晩に社中寄合を開き、書付を作成、一乗寺村の「検地奉行」のもとへ届けている。その書付の内容は次の通りである。

覚　　下鴨村

一、社内在所竪四百弐拾間　一、社内在所横三百八拾間

右ハ御朱　印之四社内社家・百姓才御赦免之地ニ而御座候

延宝六年戊午八月十八日　　年寄　次郎左衛門

同　市郎兵衛

「社内在所」（＝赦免地）は、下鴨社及びその西側一帯をさし、「社内」とは森林地を含む下鴨社神殿敷地、「在所」とは社家・村民等の居住区であり、現在の下鴨本通の東側の旧社家町あたりであった。[33]

書付を提出してから、約一ヶ月後の九月十日に、淀藩「検地奉行」から書付の内容確認のためか、在所に詳しい年寄と庄屋とで淀に参上するようにとの達しが来る。直ぐさま、南大路在長・菊長延・田中伊連等が寄合い、東西の年寄と庄屋代の三名を淀に派遣することを決めている。伊連たちはその三名に、「検地奉行」から境内について質問をうけた場合、「東ハ高野川、西賀茂川、其内半分ハ社内、半分ハ社家・百姓居屋敷ニ而御座候、竪横間ハ右書上候通ニ而御座候」と説明せよと指示している。翌日淀へ参上した三名は、「検地奉行」より「御赦免之地間数いよ〳〵相異□□通、其上給所分ノ歩役不致候通、庄屋・年寄判仕、差上候へ」と再び書付の書式について指示をうける。

「検地奉行」が指示した書式での書付作成に異を唱えたのは、庄屋助左衛門であった。社中寄合の場で、助左衛門は先に提出した書付の赦免地の面積と現状の面積とは大分に違い、そのような偽りの書付に

自分の署判することは迷惑であると訴える。これに対し、伊連等は判を押すように促すが、助左衛門は頑としてそれを拒む。その結果、社中では、助左衛門の言分を受入れ、書付を改め、その日のうちに淀へ持参している。その書付に対し「検地奉行」は「社家判形被致候ハヽ、よく候」と指示し、結局は庄屋以下の判形ではなく、社家等の判形にて書付が作成され、十六日に鴨脚秀安・南大路在長・菊長延の三名が淀へ書付を持参している。その書付は次の通である。

境内之覚

一、竪三百八十三間
横弐百十五間半

右之通、社内・社家・百姓才居屋敷ニ而御座候、御朱印御赦免地ニ而御座候故、古来ゟ給所外ノ役儀ハ不仕候、即社内へ百姓二人ツヽ、毎日つめ歩(夫)仕候故、他之歩役ハ不仕候

右之通少もまきれ無御座候、以上

午ノ四月十三日ノ日付ニ致差上候留　菊主(長延)水判
南大路宮内少(在長)判
鴨脚修理大夫(秀安)

鴨脚秀安以下の判で、先の書付の約半分の面積を記し、御赦免地内に社家・百姓等の家屋敷があること、これまで下鴨社以外の給所からの役儀は賦課されてないこと、下鴨社へ「つめ歩」を毎日二人づつ務めていることを付記している。結果的には赦免地は、幕府より南北三七〇間、東西二九〇間[24]と認められている。そして、伊連たちは、年寄たちへ前回の書付の赦免地の面積が異なることについては、「西河原在所之道ハ古ゟ境内」であったが、京都所司代板倉重矩の時に、「両川筋御極被成、神領他領川原地御打渡ヲ被極候故、其時ゟ境内もせはまり」と釈明をせよと指示している。

以上、赦免地の申告をめぐっての一連の動向を述べた。申告した赦免地と実際の面積とに隔りがあったことがわかり、結果的には村民の主張が採用されたこと、最終的には村方ではなく社家等の判形を以て書付が提出されたこと、社家等が「検地奉行」と村方との間に立ち、「検地奉行」の要請に対応し、その対策を村方に指示を与えていたこと、村民が下鴨社の経営陣である社家等と居住区を同一としていたこと、またそれが赦免地内であり、鴨社のみが役儀[25]を懸けられる権利を長年継続していたことなどから、下鴨村の在地支配については、社領部分にとどまらず、下鴨社が深く関与していた在地構造が看取できる。

おわりに

京都近郊の村々は、禁裏・公家・寺社等が入組む相給地である場合が多い。それ等の領主の中には、下鴨社と同様、伝統的な秩序を踏襲したままの在地性の強い領主が含まれる場合があった。[26]中世において他の寺社領同様、下鴨社神領は他勢力に浸蝕され、縮小を余儀なくされたが、歴史的に培われた下鴨社の在地への権利自体は、中近世を通して保たれていた部分があることは無視できない。事実、日記中にみられるように、一社中寄合の場に村民が同席していることは、神社と村方との関係が密接であったことを物語っており、このような神社と村方の関係は、村全体におよんでいた可能性が高い。[27]

領主としては部分的支配にとどまるはずの下鴨社が、下鴨村の幕領検地にあたかも当事者のように登場する理由として、幕府が自領検地

を実施するにあたり、在地の実質的支配権を行使してきた下鴨社を必要としていた実情を指摘できる。

前述の通り、延宝検地は対象地周辺大名によって実施された検地である。したがって、彼らは在地には不案内であり、検地実施する上で必要な基本的情報は他から得るしかない。常識的に考えてみれば、その情報収集先は幕領支配機関である代官・預り衆、または村役人であったといえる。事実、大名検地だからといって、代官や預り衆が全く関与しなかった訳ではなく、巡見使派遣に際し、幕府勘定方から代官切・一村切絵図等の書類の提出を指示されている。しかし「田中伊連日記」でみる限り、下鴨村において実際に村方と内談し、「境内四方からミ高入組本所」の書付や「手引帳」作成、提出したのは下鴨社である。

ここにおいて、下鴨社の果した役割は、本来、検地対象地の領主（代官もしくは預り衆）や村役人が行うべき実務であった。故に延宝検地で下鴨社が果した役割は、替地等で来た在地性のうすい領主には、為し得なかったものといえる。このことは、下鴨村のような村方に対し、伝統的支配権を行使していた領主が存在する場合、たとえ幕府であっても自領掌握は希薄にならざるを得なかったことを注意しておく必要がある。

下鴨社が赦免地を不正に現状より広く申告しようとしていたことは、既に述べた。この下鴨社の行為は、京都所司代板倉重矩の時に他領となった「賀茂川筋」を神領に回復しようとした領主側の立場で行ったものである。しかし一方で、下鴨社は複数の領主が入組む下鴨村の領有関係を常に総括的に把握できるという村方の性質をもちあわせている。ここにおいて、領主と村方との両方の性格をあわせもっていることは注目すべき事実である。

村内の一部を領主として支配する下鴨社組織内にあって、尚且つ、村民と生活を共にする環境にあった社家等のなかで、田中家のような決して高い地位であったとはいえない神職等が検地実施の際、在地側の実務を担っていたことは前述した通りである。その理由として、彼等が領主と村方の中間層的性格をもつ存在であったことが挙げられる。

「検地奉行」が村方に対し、提出するように指示した赦免地申告のための書付に、結果的に判形したのは、宗教組織としての下鴨社を代表するものでもなく、村方を代表するものでもない検地の実務を担った鴨脚秀安・南大路在長・菊長延であったことは、このことを裏付けているといえよう。「検地奉行」は初め村方の判形を求めていたが、最終的に判形したのは鴨脚秀安等であった。このことから、彼等が単に下役人として検地の実務を担っていただけでなく、下鴨社を代表する祢宜・祝とは違う立場で、対外的に効力をもっていた存在であったといえる。

近世京都近郊において、このような伝統的ともいえる在地秩序が生きていたことは看過しえない事実であり、今後、京都近郊における地方研究を進めるにあたって、このような要素を踏まえて考えていかなくてはならない。

註

① 寛仁二年（一〇一八）、朝廷より山城国愛宕郡内うち賀茂・小野・錦部・大野の四郷が上賀茂社に、蓼倉・栗野・上栗野・出雲の四郷が下鴨社に寄

進された（『小右記』）。下鴨村は、その四郷の一つ蓼倉郷内にあたる。

② 田中家が神殿守の職に就くのは、延宝期より後の元禄年間である。

③ 京都女子大学図書館蔵『下鴨社家日記』。本稿で取扱う「田中伊連日記」は、京都女子大学研究叢刊三一『下鴨社家日記Ⅰ』に既に収録されている。なお、日記群の全体については、佐藤文子「京都女子大学図書館所蔵『下鴨社家日記』（田中家日記）について」（『史窓』第五五号　一九九八年）に詳しい。

④ 北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店　一九六四年）。

⑤ 延宝七年六月の「山城国愛宕郡西賀茂村検地帳」（『国学院大学所蔵賀茂別雷神社座田家文書』マイクロフィルム版　六四七）にはこの他に検地奉行の加藤武兵衛・豊泉庄太輔の名がみられるが、別の山城の国の延宝検地帳では検地奉行として山崎五助・拓植左平次の名がみられる（『京都の歴史』5）。ことから、検地奉行は通常二名が担当地域毎に任命されたと思われる。「鴨脚春光日次」には、「田中伊連日記」にみられる「頭」の肩書をもつ滝見助右衛門・生田兵左衛門両人を「検地奉行」としているが、右に掲げた検地帳にみられる検地奉行と同様の役職であったかは断定しがたい。

⑥ 『平凡社大百科事典』山城国の項。

⑦ 京都市編『京都の歴史』5（一九七二年）。

⑧ 「鴨脚春光日次」（京都市歴史資料館架蔵写真版「鴨脚正彦家文書」）。

⑨ 「竹橋余筆別集」（村上直校訂『竹橋余筆別集』近藤出版　一九八五年）によると検地実施の前年延宝五年三月、幕府勘定方より関東及び畿内近国の幕領への巡見使の派遣が触れられている。江戸を出発した畿内方面担当の巡見使は、同年四月末頃京着したと思われ、その後担当各地を巡回し、翌年正月、下鴨村の見分実施に至ったと思われる。

⑩ 「竹橋余筆別集」。

⑪ 「鴨脚春光日次」三月二十二日条にも「今日御蔵所ハ検地御座候」とある。

⑫ 延宝検地で定められた新高が、山城国で実際採用されるのは元禄二年（一六八九）である（「京都御役所向大概覚帳」）。「元禄郷帳」は、新高採用から七年後の元禄九年作成である。

⑬ 古館三徳氏旧蔵文書（京都市歴史資料館所蔵）。表紙には「明治二十年」とあるが、内容は江戸時代のものを多く含んでいる。近世下鴨村を知る数少ない史料の一つ。「下鴨村」（京都市編『史料京都の歴史　左京区』一九八五年）には、この史料掲載にあたり、「明治十九年に各町村から京都府へ提出した沿革取調の村控とみなし得るもの」と注釈を付している。

⑭ 山口泰弘家文書（京都市歴史資料館架蔵写真版）

⑮ 享保年間以降幕末まで領有関係の目立った変化は無い。付表参照。

⑯ 「鴨脚春光日次」。

⑰ 両者とも氏人。林家は田中家同様神殿守の職を世襲している。神殿守としての由緒は田中家より古い。

⑱ 「竹橋余筆別集」。

⑲ この書付は、破丁のため前部が欠損しており、全文は不明である。

⑳ 「山城国愛宕郡下鴨境内（元禄二年鴨社境内絵図）」（㉑を参照）では、「山城国愛宕郡下鴨境内　南北九百七拾六間　東西四百廿七間」内「社内在所御赦免地　南北三百七拾間　東西弐百九拾間」となっている。

㉑ 近世下鴨社境内絵図は「下鴨境内之絵図（寛文古図）」「山城国愛宕郡下賀茂境内絵図」（延宝四年作成）「山城国愛宕郡下鴨境内（元禄二年鴨社境内絵図）」「鴨社絵図（元禄十二年鴨社丈量絵図）」と称するものが伝存している（『鴨社古絵図展』財団法人糺の森顕彰会　一九八五年）。

㉒ ⑳参照。

㉓ ㉑の絵図をみると、東西両河川沿いに、それぞれ高野川筋・賀茂川筋と称する土地があり、境内を示す境界線の外に位置している。後述するが、西側の賀茂川筋は、もともと下鴨社領であったところを京都所司代岩倉重矩の時に、他領となった土地と思われる。

㉔ 須磨千頴「山城上賀茂の天正検地」（同人編『中世の窓』吉川弘文館一九七七年）によると残存している上賀茂の天正検地帳のうち天正十七年（一五八九）極月八日付太田又助書判の「山城国京辺愛宕郡下鴨村御検地帳」には、二一二筆三七一石四斗八合の田畠が載せられているとされており、下鴨村内の賀茂社領分の検地帳であることがわかる。

㉕ ㉑と同じ。

㉖ 下鴨村内の上賀茂社領をめぐる境相論は、延宝検地に際し、俄に起った

のではなく、近世を通じて恒常的に争われていたと考えられる。「戌年相極候」境と上賀茂社が主張したことからも、延宝期以前から境相論があったことがうかがえる。

㉗ 「賀茂別雷神社文書」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。この名寄帳は下鴨村内の上賀茂社領分全てを記載したものではない。一部を書出したものか、あるいは作成途中のものと考えられる。

㉘ 「下鴨町村沿革取調帳」によると、下鴨村でいう庄屋とは、各領主付きの庄屋であって村政には関わらない。特に同史料は、下鴨社領庄屋を項目に立て、次のように説明している「是ハ鴨社神領庄屋ニシテ、一社役人会議所ニ於テ、租税取立ノ際会議所へ出頭立合ス。租税ハ直納、且神領ノ地所人民譲渡ノ際ハ庄屋へ届出ツレハ、庄屋ヨリ一社へ届出ル等ノ類、旱損ノ年ハ一社役人田面毛見ノ際、同行案内ス。尤庄屋取立ノ租税ハ無シ、且村庄屋ニハ無之ニヨリ民治ニ関係ナシ」。村政は、東町・西町に置かれた年寄二名と、補佐役の脇年寄を中心に運営されていた。

㉙ 「鴨脚春光日次」では、同期間中に「御蔵所」「東買人サバキノ所」「西買人サバキノ所」が検地されていることがわかる。

㉚ 近世、下鴨村は東部を蓼倉郷と西部を中村郷と称していた。

㉛ 延宝の検地帳が実際に交付されるのは延宝七年六月である。

㉜ ここでいう庄屋とは下鴨社領付き庄屋のこと。㉘参照。

㉝ ㉑と同じ。

㉞ ⑳と同じ。

㉟ 「下鴨町村沿革取調書」によると年間延一七一一人が人足として下鴨社神事に奉仕している。

㊱ たとえば、川島村（現西京区）の革島家や調子村（現長岡京市）の調子家などが挙げられるが、その他の事例については、今回確認するに至っていない。今後の課題とする。

㊲ 近世の下鴨社と下鴨村の関係は、年寄給の一部を下鴨社が負担していたり、村役人交代時、下鴨社の承認が必要であったり等、非常に密なる関係であった。また、町奉行所等への提出書類は、一旦下鴨社を通すのが慣例であった。例えば、宗門改帳は一社役人が奥書調印し、町奉行所へ差出されている。ほかに村方の訴訟等は町奉行所よりも先に、下鴨社の調停による和解が勧められている。（「下鴨町村沿革取調書」）

付表　近世における下鴨村の領主・石高変遷

山城国高八郡村名帳	単位(石)	下鴨町村沿革取調書	単位(石)	旧高旧領取調帳	単位(石)
禁裏御料(増御料)	46.756	禁裏御料	46.756	元御料	48.933
大聖寺宮御料	35	大聖寺宮家領	35	本光院領	35
大慈院領	0.28	大慈院宮家領	0.28	大慈院領	0.28
禅智院領	30.028	禅智院宮家領	30.028	禅智院領	30.028
花園殿家領	54.542	花園家家領	54.542	花園家領	54.542
立入播磨守知行	1.037	立入加賀守知行	1.037	立入宗信知行	1.037
岩橋美濃守知行	5.83	岩橋近江知行	5.83	岩橋元氏知行	5.83
細川出雲守知行	31.422	細河三河知行	31.422	細川常存知行	31.422
安田美作守知行	31.334	安田美作知行	31.334	安田永親知行	31.334
吉田越後守知行	31.317	吉田遠江知行	31.317	吉田良栄知行	31.317
池上又五郎知行	2.177	地上幸太郎知行	2.177		
藤木仙納・吉田有童知行	95	御車役人吉田弥市・藤木仙納知行	95	藤木仙納知行 吉田弥市知行 祐森左近知行 岩佐主馬知行 蟻井帯刀知行 岩佐左衛門知行 安田監物知行 三宅宮内知行 尾崎中務知行 芦田主水知行 松野新九郎知行 芥川佐右衛門知行 芥川左内知行	25 20 5 5 5 5 5 5 5 5 5 3 2
松海院領	45.868	北野社吉見家知行	45.868	吉見資陳知行 吉見隆永知行	43.828 2.04
正法寺領	0.934	霊山正法寺領	0.934	正法寺領	0.934
健仁寺領	0.06	建仁寺領	0.06		
上賀茂社領	371.408	賀茂社領	371.408	上賀茂社領	371.408
下鴨社領	541	鴨社領	541	下鴨社領	541
		鴨社神馬料(延宝の打出)	11.2	下鴨社神馬料	11.3

〔典拠〕「山城国高八郡村名帳」(山口泰弘家文書)，「下鴨町村沿革取調書」(古館三徳氏旧蔵文書)，木村磯校訂『旧高旧領取調帳』(近藤出版　1975年)より作成。